

## 1 適用範囲

本資料は、ICT による地盤改良工（以下「地盤改良工（ICT）」という。）のうち、粘性土、砂質土、シルトおよび有機質土等の軟弱地盤を対象として行う中層混合処理工（ICT）に適用する。

施工方式はスラリー噴射方式の機械攪拌混合とする。

改良形式は全面改良とし、改良深度 2 m を超え 13 m 以下の陸上施工に適用する。

積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）により行うこととする。

- ・中層混合処理工（ICT）

## 2 機械経費

### 2-1 機械経費

中層混合処理工（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。  
なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

#### ① 中層混合処理工（ICT）

| ICT 建設機械名             | 規格                                                                                             | 機械経費   | 備考                     |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------|
| 中層混合<br>処理機<br>トレンチャ式 | [ヘースマシン]<br>20t(山積 0.8m <sup>3</sup> )級ハックホ<br>[攪拌混合装置]<br>改良深度（標準）5m<br>[施工管理装置]<br>1ヒースプーム用  | 損料にて計上 | ICT 建設機械経費加<br>算額は別途計上 |
|                       | [ヘースマシン]<br>30t(山積 1.4m <sup>3</sup> )級ハックホ<br>[攪拌混合装置]<br>改良深度（標準）8m<br>[施工管理装置]<br>1ヒースプーム用  |        |                        |
|                       | [ヘースマシン]<br>40t(山積 1.9m <sup>3</sup> )級ハックホ<br>[攪拌混合装置]<br>改良深度（標準）10m<br>[施工管理装置]<br>1ヒースプーム用 |        |                        |
|                       | [ヘースマシン]<br>40t(山積 1.9m <sup>3</sup> )級ハックホ<br>(2ヒースプーム)                                       |        |                        |
|                       | [攪拌混合装置]<br>改良深度（標準）13m<br>[施工管理装置]<br>2ヒースプーム用                                                |        |                        |

## 2－2 ICT 建設機械経費加算額

ICT 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2－1 機械経費で示す ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

### （1）中層混合処理工（ICT）

対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式

損料加算額：48,000 円／日

## 2－3 その他

ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

### 2－3－1 システム初期費

ICT 建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT 建設機械精度確認等、ICT 建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用および賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

### （1）中層混合処理工（ICT）

対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式

費用：1,150,000 円／式

※ 1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業で ICT 建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

## 3 3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用

3 次元起工測量・3 次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事および設計段階での 3 次元データを活用した場合、発注者が貸与する 3 次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3 次元起工測量・3 次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

## 4 3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用、外注経費等の費用

中層混合処理工（ICT）における、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。

## 5. 施工箇所が点在する ICT 活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第 1 編 第 2 章 工事費の積算」および「第 I 編 第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

## 6 土木工事標準積算基準書に対する補正

### 6－1 作業日当り標準作業量の補正

中層混合処理工（ICT）を実施する場合の標準日当り作業量は、積算基準によるものとする。  
 ※変更積算については実際に ICT 施工による数量についてのみ補正するものとする。

### 6－2 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表（1）中層混合処理工 100m<sup>3</sup> 当たり単価表」にて建設機械に取付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT 建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

| 名称           | 規格 | 単位 | 数量    | 指定事項           |
|--------------|----|----|-------|----------------|
| ICT建設機械経費加算額 |    | 日  | 100/D | 機械賃料数量<br>1.68 |

（注）D：1 日当り作業量（m<sup>3</sup>/日）

## 7. 諸雑費

中層混合処理工（ICT）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT 建設機械経費加算額は含めない。